

2019 年 8 月 9 日

文部科学大臣 柴山昌彦 殿

全国大学高専教職員組合
中央執行委員長 鳥畑与一

要望書

貴職が、文部科学行政、とくに高等教育の充実に尽力されていることに、心より敬意を表します。

私たちは、全国の国公立大学、大学共同利用機関、国立高等専門学校（以下、これらを総称するときには「国立大学等」という。）の教職員組合として、高等教育の発展・充実に願い、そこで働く教職員の労働条件を改善するために取り組んでいる立場から、下記の事項について要望いたします。

ぜひとも概算要求及び今後の政策決定に反映いただきますよう、お願い申し上げます。

記

I. 2020 年度概算要求に関連して

1 国立大学法人運営費交付金の基盤的経費を充実すること

国立大学法人運営費交付金の基盤的経費は、大学における教育・研究・医療の基盤を支え、それを可能とする人件費の原資でもある。その継続的な措置がなければ、カリキュラムの継続もできなくなり、大学の機能が失われる。そもそも、国立大学法人制度は、6 年間の中期目標期間での目標の達成の計画とその評価を通して、改善を図っていく仕組みであり、単年度の成果に基づく評価配分、とくに 2019 年度から始まった基幹経費部分に対する共通指標による評価配分は、国立大学法人制度から逸脱し、過度な成果主義と行政による大学への介入を招く点で容認できないものである。

国立大学法人運営費交付金の基盤的経費部分の増額を求める。2019 年度から始まった、基幹経費の一部の評価配分は撤廃すること。もしも評価配分を実施するとしても、十分な基盤的経費が措置された上で、かつ、公正な評価の下で行われるものとする。

2 国立高等専門学校運営費交付金の充実に努めること

国立高等専門学校機構は、独立行政法人として効率化係数がかかっており、このことが、充実した教育を行うことの妨げとなっている。一方で国立高専では、教員定員数の削減、採用抑制が進められており、高等教育機関としての安定的な基盤が破壊されようとしている。

したがって、国立高等専門学校運営費交付金の充実を図るとともに、ひきつづき効率化係数廃止を追求し、必要な教員数を確保できるようにすることを求める。

3 公立大学の運営費交付金が適切に交付されるようにすること

公立大学の運営費（交付金）は、地方交付税の中に含まれ地方自治体に交付されている。公立大学（法人）への交付の実態は様々であるが、交付金の本来の趣旨に反し、自治体から公立大学（法人）に十分いきわたっていないケースもある。

公立大学が、高等教育を担う大学として十分に役割を発揮できるよう、大学に交付される運営費交付金の財政需要額等の基準を明確にするなど、文部科学省として公立大学の充実に向け努力することを求める。

4 運営費交付金として交付してきた授業料免除枠を維持すること

大学等修学支援法が成立し、2020年度から新制度での学生支援が始まる。これにより、支援対象を政府が言う「真に支援が必要な」に限り、従来の支援を受けることができていた層に対する支援を後退させることに繋がるのではないかという不安が広がっており、危惧を表明する。

従来、運営費交付金により措置されてきた、大学生・大学院生・高専生に関する授業料免除枠が、新制度が開始されることによって後退しないようにすることを求める。

5 国立大学等において働き方改革を実質化できるよう運営費交付金の対応を行うこと

働き方改革は、すべての職場において長時間労働の是正を含む労働条件の改善を求めている。国立大学等においても同様であり、是正が必要な項目について改善を進めようとしているところである。

しかし、長時間労働が生じる最大の温床は、教職員の働き方にあるのではなく、慢性的な人手不足に起因している。長時間労働を是正する観点から、教員や教育・研究補助の業務を行うすべての職種の人員が確保できるよう、人件費に相当する運営費交付金の増額を求める。

6 消費税の増税に対応した運営費交付金の増額を行うこと

2019年10月に消費税率が10%に引き上げられる。このことは、国立大学等の収入の増額にはつながらない一方で経費が増大することになる。

消費税増税に対応し、増大する経費をカバーする運営費交付金の措置を行うことを求める。

7 施設整備費を増額し施設整備の充実を図ること

全国の国立大学等で、施設設備の老朽化が進み、教育研究に支障が生じている。また、

災害が突発的に生じた場合、施設の復旧に係る費用も十分手当されていない。

施設整備費及び災害時の緊急的な復旧に対応するための予算措置を充実することを求める。

II 大学政策に関連して

8 年俸制を含む成果主義の導入を大学に強要しないこと

「人事給与マネジメント改革」を進める一環として年俸制の導入が各大学に求められている。運営費交付金の「評価配分枠」の共通指標の一つとして「人事給与マネジメント改革」が挙げられており、各大学にとっては文部科学省の指示の下、実質上の強制として働いている。

過度な成果主義と年俸制の導入は、かえって教育研究の質を下げるのでこれを事実上強制しないことを求める。

9 若手教員の雇用と教育・研究条件の充実を図るとともに、教員組織の年齢構成の歪みや特定年齢層への負担を押し付ける結果となる一律的な人事を求めないこと

現状では、若手教員の研究条件が悪化し、また雇用の安定に不安があることから、若者が、大学教員の職に魅力を感じ意欲を持って目指すことができるような環境が実現できていない。

若手教員の研究条件、雇用の安定を実現することができる環境整備を求める。

一方で、政府の統合イノベーション戦略が数値目標を設定し、運営費交付金の「評価配分枠」の共通指標の一つとして若手教員比率の上昇が挙げられるなど、政府が各大学に対して若手教員の比率を一律に向上させるような目標を押し付けている。これは一見すると、若手教員の雇用の場を増やす政策のように見えるが、しかしながら、政府が示している教員の流動性向上の政策の下で、現在の各大学の財政構造のまま単純に若手比率の向上を求められると、結局各大学では、任期付きの不安定な雇用で若手比率の向上を図るであろうし、しかもそれによって、「若手」年齢層を超えた教員の雇用機会の減少が起こることは自明である。現在「若手」である人たちの将来を改善するためには、現状でもすでに、ほとんどの国立大学等で、教員の昇任抑制を行わざるを得ない状況を抜本的に改善し、キャリアアップとキャリアパスを確立することこそ必要である。

若手教員、大学教員を目指す人たちの不安解消と能力が最大限発揮できる環境を作るために、人員の純増が可能となるよう、運営費交付金の増額を含む環境整備のための措置を講ずることを求める。

10 改正国立大学法人法が施行されるにあたり、各大学の判断を尊重すること

改正国立大学法人法では、国立大学法人が複数の大学を設置する場合その他管理運営

体制の強化を図る特別の事情がある場合の、理事長並びに大学総括理事の選考にあたって、国立大学法人法にしたがい学長選考会議が選考あるいは意見を述べることとなっている。2014 年改正の際の施行通知では、今回も改正されていない条文に関連し、意向投票の実施を妨げるものではない旨が明記されている。

一法人複数大学や「理事長」を置くこととなる大学にあっても、各大学の判断による意向投票の実施を妨げないことを求める。また、各国立大学法人が責任を持った独自判断ができるよう、法人統合や管理運営体制強化を行うことへの強制・誘導を行わないことを求める。

11 大学等修学支援法が施行されるにあたり、支援をより充実させること

大学等修学支援法により支援される対象は、現時点では「真に支援が必要な」層に限るとして、限定的である。また、支援に含まれる給付型奨学金の額は、困窮者がそれによって安心して生活を行いつつ満足に学業を全うするには十分な額とはいえない。

日本も 2012 年に留保を撤回した、「高等教育の漸進的無償化」を含む条約である社会権規約の条項を遵守し、給付型奨学金の対象と金額を増加させること、国立大学の学費の値下げが可能となる制度と運営費交付金の充実を図ることを求める。

12 大学院生への支援の充実を図ること

大学院生は、将来の学術の発展を担う役割をもっているとともに、現時点においても研究者として貢献をしている。

こうした大学院生の位置づけに鑑み、学部学生への支援を参照しつつそれに加えて独自の支援を充実させていくこと、また大学等修学支援法の対象を拡大し、大学院生も対象とする、あるいは、大学院生の学業と生活を支える新たな制度を検討し早期に実現することを求める。

III 賃金労働条件関連

13 有期雇用職員および非常勤講師の無期転換を進めることができるよう支援をすること

労働契約法第 18 条にもとづく、労働者の無期転換申込権の発生前に、契約更新上限を設定する、あるいは雇い止めを行う大学は、まだ多数ある。

国立大学等が、無期転換を積極的に行うことができるよう、財政面の将来不安を解消することと、先進例を紹介すること、等を含め、文部科学省として可能な支援を行うことを求める。

14 裁量労働制を選択している大学教員の健康管理のための環境を整備すること

現在、多くの大学教員が裁量労働制の下で働いている。大学教員に専門業務型裁量労働制を適用するにあたっては、厚生労働省告示により、週のみなし労働時間の半分以上

が裁量によるものであることが定められているところであるが、実態としては、教員の不補充や校務の増大等による多忙化で、研究時間の確保が困難となってきた。このことは、文部科学省によるフルタイム換算の調査結果でも明確である。一方で、働き方改革により、裁量労働制適用の労働者についても、労働時間把握の厳格化が求められ、その結果、深夜や休日に労働をしている実態が蔓延していることが明らかになっている。

しかし、項目 5 でも述べたように、教員が深夜や休日に研究をせざるを得ないのは、教職員の人員不足のために日常業務が増え続けており、時間の確保が困難になっているからである。文部科学省としてこうした調査結果等にみられる実態を認識し、大学の業務が適正に行われることと個々の教職員の働き方が両立するために、各国立大学等で必要な人員が確保できるよう運営費交付金の措置を行うことを求める。

15 無給医問題を含む、大学附属病院医師の労働条件を把握し改善に努めること

多くの大学附属病院において、多くの若手医師が「無給医」として勤務している実態が明らかとなり、文部科学省としても調査をしたところである。この調査は、基準の置き方の問題もあり、氷山の一角であるという声がある。また、働き方改革においても医師の労働時間上限規制は年間 1860 時間と非常にゆるいものとなっており、医師の過労は重大な問題である。

こうした実態を、早急に正確に把握し、その是正のために文部科学省として努めること、附属病院が賃金を支払うことができる経営基盤を持つために、運営費交付金の増額を求める。

IV 諸団体との連携と社会へのアピール

16 諸団体との連携と社会へのアピール

文部科学省は、日本学術会議や国立大学協会をはじめとする、高等教育・研究関連諸団体と連携し、運営費交付金の減額により大学の安定的な運営が困難になっていることを、引き続き積極的に社会にアピールすることを求める。